

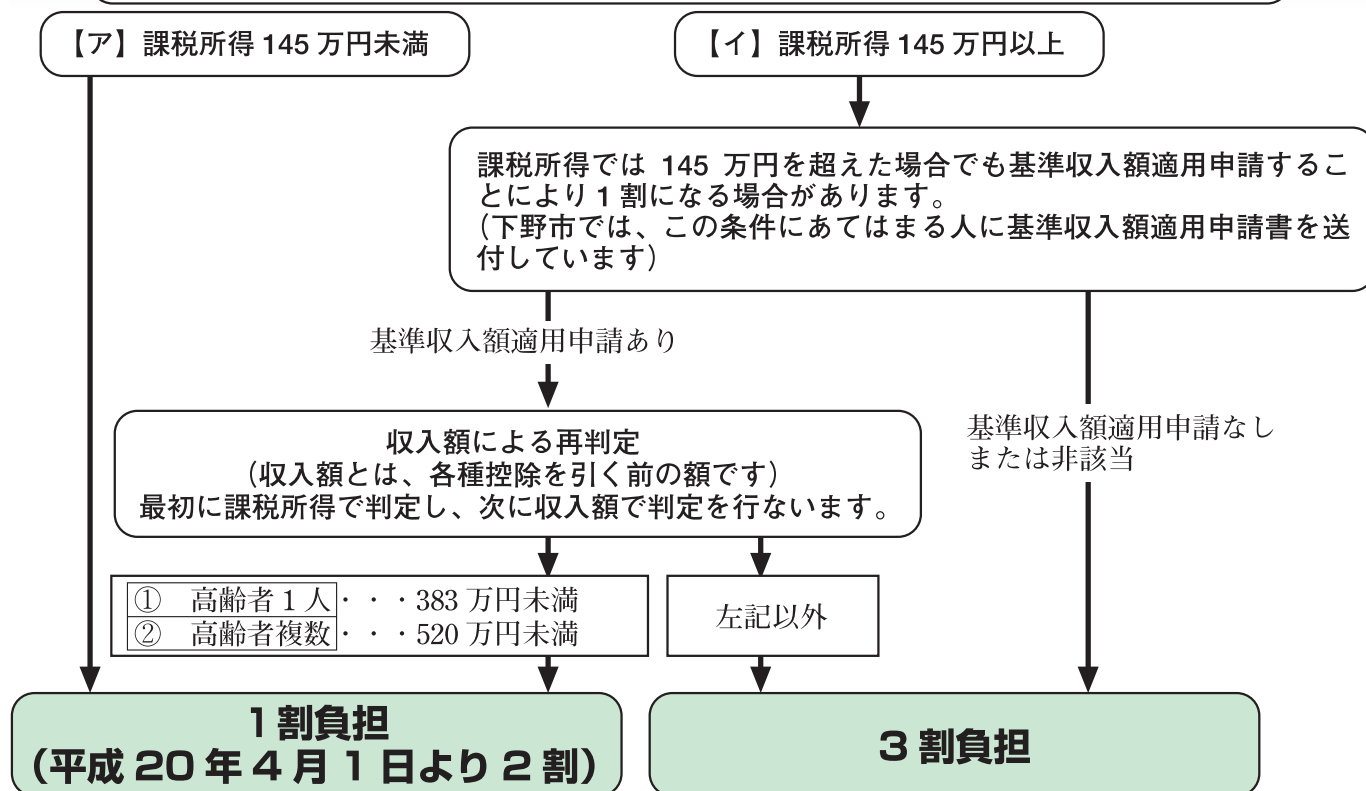
# 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ 8月1日より高齢受給者証が新しくなります

70歳以上の国民健康保険被保険者（老人医療該当者を除く）の方へ、8月1日より利用できる高齢受給者証を7月下旬に送付しました。新しい高齢受給者証は、昨年の所得を参考に、一部負担金の割合が決定されます（一部負担金の割合の決定方法につきましては、下記をご覧ください）。

また7月31日有効期限の高齢受給者証は、市民課窓口または保険年金課へ返却してください。

## 70歳以上の方の医療費一部負担金の割合の判定について

まず、課税所得による負担区分の判定を行いません。  
(課税所得とは、所得から各種控除を引いた後の、住民税を課税する基になる所得です)



※一部負担金の負担区分の判定は毎年行われます。

(前年の課税所得により判定され、毎年8月から新しい負担区分が適用されます。)

※この判定表の高齢者とは、高齢受給者証及び老人保健医療受給者証の交付対象者をいいます。

## 老人医療受給者証をお持ちの方へ

8月1日より一部負担金に変更となる場合があります。

老人医療受給者証をお持ちの方は、毎年8月1日付けで前年の所得を参考に、一部負担金の割合が決定されます（一部負担金の割合の決定方法につきましては、「国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ」をご覧ください）。

一部負担金の割合が変更になった方につきましては、7月下旬に新しい老人医療受給者証を送付しましたので、8月1日以降医療機関を受診する場合は、必ず新しい老人医療受給者証を使用してください。また、一部負担金の変更前の老人医療受給者証は必ず市民課窓口か保険年金課へ返却してください。

一部負担金の割合に変更がない方は、新しい老人医療受給者証を送付していません。今まで使用してきた老人医療受給者証を使用してください。

一部負担金の負担区分判定は毎年行われます。

(前年の課税所得により判定され、毎年8月から新しい負担区分が適用されます。)

## 社会保険等をぬけた方へ 健康保険に加入していますか？

仕事を辞めたなどの理由により、社会保険等をぬけた場合は、それ以降のいずれかの健康保険に加入する必要があります（国民皆保険制度といいます）。

今まで加入していた社会保険等の任意継続をする（会社で手続きをします）

他の人の社会保険等の扶養になる（社会保険被保険者（本人）の会社で手続きをします）

新しい会社の社会保険等に加入する（新しい会社で手続きをします）

国民健康保険に加入する（住所のある市町村で手続きをします）

の場合でも、社会保険に加入するまで日にちが空いてしまう場合は、その間国民健康保険に加入する必要があります。

### 国民健康保険に加入する場合

国民皆保険制度により、社会保険等をぬけた日にさかのぼって、国民健康保険に加入となります。次の書類をお持ちになり、市民課窓口にて手続きをお願いします。

市町村では、社会保険等をぬけた人を把握できません。必ず国民健康保険に加入する人が手続きをする必要があります。

社会保険等をぬけた日のわかる証明書（退職証明書や社会保険資格喪失証明書、または離職票など）・・・勤めていた会社で発行します。すぐに発行されない場合がありますので、国民健康保険に加入する場合は、あらかじめ会社に発行依頼することをお勧めします。

印鑑（朱肉をつかうもの）

国民健康保険証・・・同じ世帯で、すでに国民健康保険に加入している方がいる場合は、その方が使用している国民健康保険証をお持ちください。

年金手帳・・・20歳～59歳の方のみ。国民年金に加入する必要があります。

年金証書・・・すでに年金を受給している場合のみ。年金を受給したとき、社会保険庁から送付されたものです。

### 国民健康保険の加入手続きが遅れた場合は・・・

社会保険等をぬけた日にさかのぼって国民健康保険加入となります。国民健康保険税も加入日にさかのぼって課税されますのでご注意ください。

医療機関を受診したいときに国民健康保険加入手続きをしても、書類不備のためすぐに保険証を交付することができない場合があります。

健康保険未加入期間に医療機関を受診した場合は、全額自己負担になりますが、国民健康保険加入後に差額を還付します。（過去2年前まで、また領収証がある場合に限りです）

### ご注意ください

医療機関にかかるときだけ10割払えばよい、と考えている方がいますが、10割というのはあくまで健康保険を利用したときの額です。健康保険未加入の場合は、自由診療扱いとなり、10割以上請求される場合もあります。また消費税も課税されます。これら保険診療以上かかった費用は、あとから国民健康保険に加入した場合でも還付できません。